

●香川県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月14日から平成31年1月11日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市寒川町神前字遊良1827 番6地先から さぬき市寒川町神前字遊良1837 番6地先まで	11.9~12.0	16	平成25年香川県告示第196号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年12月14日